

環循適発第 26032713 号
環循規発第 2603272 号
令和 8 年 3 月 27 日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長
（ 公 印 省 略 ）
廃棄物規制担当参事官
（ 公 印 省 略 ）

医療法施行令等の一部を改正する政令の施行について（通知）

医療法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 87 号）の一部が令和 8 年 4 月 1 日から施行され、改正後の医療法（昭和 23 年法律第 205 号）において「オンライン診療」が定義され、オンライン診療を受けるために提供される場所（以下「オンライン診療受診施設」という。）に係る規定が整備されることとなった。

これに伴い、医療法施行令等の一部を改正する政令（令和 8 年政令第 66 号）が令和 8 年 3 月 27 日に公布され、同令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）が、令和 8 年 4 月 1 日から施行される。

ついては、下記事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期するとともに、都道府県におかれては、貴管下市町村等に対して周知願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第一 改正の趣旨

オンライン診療受診施設から排出される感染性廃棄物（感染性病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物をいう。以下同じ。）を、特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物（以下「特別管理廃棄物」という。）として取り扱うため、所要の改正を行う。

第二 改正の内容

1 感染性廃棄物を特別管理廃棄物として取り扱う施設の追加

感染性廃棄物のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令別表第 1 の 4 の項の中欄に掲げる施設から排出されるものは、特別管理廃棄物として取り扱うことが、同令第 1 条第 8 号及び第 2 条の 4 第 4 号で規定されている。

今般、改正後の医療法第 2 条の 2 第 2 項に新たにオンライン診療受診施設が定義されたことを踏まえ、オンライン診療受診施設において生じた感染性廃棄物も、特別管理廃棄物として取り扱うこととする。

2 その他

上記 1 の改正を踏まえ、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（環境省環境再生・資源循環局。令和 8 年 1 月最終改定。）を改定し、本年 4 月付けで公表するため、排出事業者の指導等の参考にされたい。

以上